

第1章 計画の目的と位置付け

1. 計画の目的

本計画は、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を目的とし、優先的に無電柱化を検討する路線や無電柱化の推進に向けた施策等を示すものです。

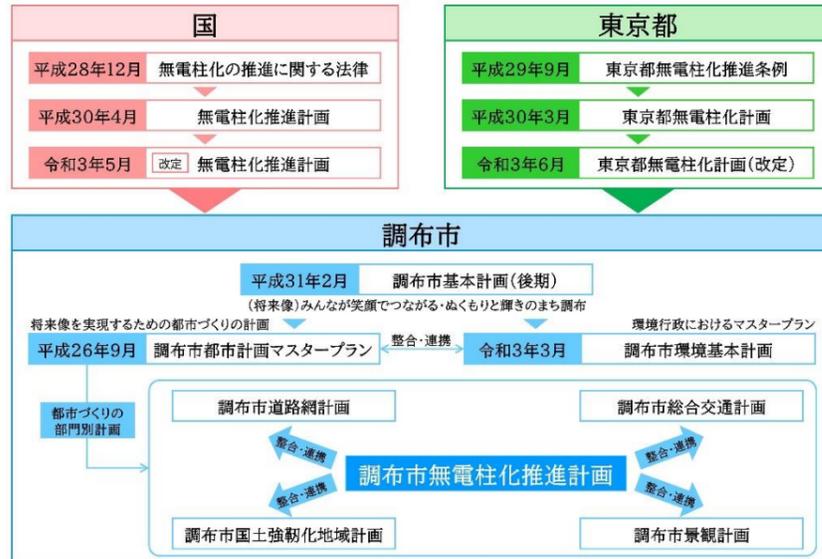


図 調布市無電柱化推進計画の位置付け

2. 計画の期間

● 令和4年度から令和18年度まで
市内の道路網形成について示した『調布市道路網計画』の計画期間を考慮し、令和8年度に優先的に整備する都市計画道路を反映します。

第2章 無電柱化の現状

調布市においては、関係者の協力のもと、主に電線共同溝の整備による地中化を進めており、令和3年3月時点で市が管理するすべての道路(約411km)の約3%にあたる約10.4kmの無電柱化を実施しています。



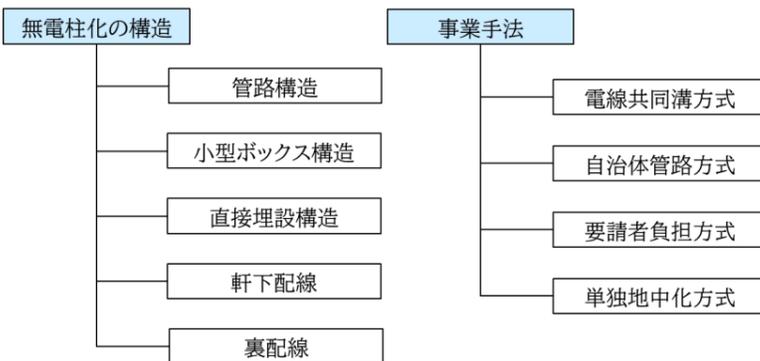
図 調布市道における無電柱化の整備事例

第3章 無電柱化の手法と課題

1. 無電柱化の手法

市道の無電柱化は、関係者の連携と適切な役割分担のもと、電線共同溝方式や単独地中化方式などの多様な整備手法を活用することで、効率的に整備を進めます。

また、市道や沿道の状況にあわせた最適な構造を採用することで、より低コストかつ短期間で整備を完了させることを目指します。



【出典】『無電柱化推進計画』(国土交通省, 令和3年5月)

2. 電線共同溝方式の課題

- 長期にわたる整備期間
- 多額な整備費用
- 地上機器設置スペースの確保

第4章 無電柱化の推進に関する方針

1. 無電柱化の基本方針

調布市における無電柱化は、東京都無電柱化計画に示されている無電柱化3原則に基づいて推進し、無電柱化の目的を達成することを目標として取り組みます。

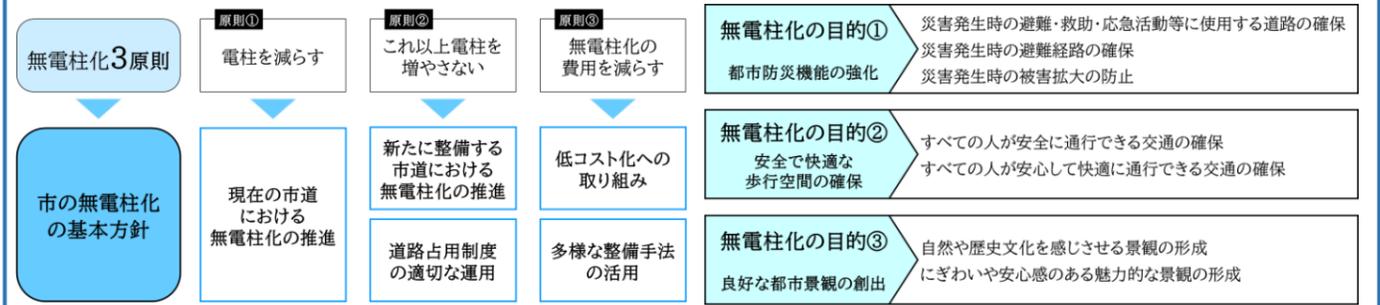


図 無電柱化3原則及び基本方針

図 無電柱化の目的

2. 無電柱化の対象

● 無電柱化が完了していないすべての市道
このうち、現道の無電柱化においては、無電柱化の緊急性が高い路線から無電柱化を進めます。加えて、都市計画道路については、原則として無電柱化を行います。

3. 無電柱化の整備目標

優先整備路線を対象として、計画期間(令和18年度)までに無電柱化の実現に向けた『測量・調査・設計等への着手』することを目標として取り組みます。

4. 優先整備路線の選定

無電柱化の推進に当たって、無電柱化の緊急性が高い市道のうち、比較的容易に無電柱化が可能な市道や、今後新たに整備する都市計画道路は、「優先整備路線」と位置付け、無電柱化を行うものとします。さらに、歩道幅員が2.5m未満又は歩道がない市道の無電柱化には、『無電柱化チャレンジ支援事業』(東京都)による補助制度の活用を検討します。

なお、無電柱化の緊急性が高い市道のうち、無電柱化が困難な市道については『優先検討路線』に位置付け、周辺道路や現地状況を考慮したうえで、関係者との協働のもとで無電柱化の方法について検討を行います。

※優先整備路線及び優先検討路線は次頁参照。

第5章 無電柱化を推進するために講じる施策

1. 無電柱化の低コスト化に向けた取組
2. 多様な整備手法の活用
3. 補助金制度の活用
4. 道路占用禁止の措置
5. 面的整備事業と併せた無電柱化

第6章 無電柱化推進のためのその他の施策

1. 広報・啓発活動
2. 関係者間の連携強化
3. 計画の進行管理

本計画の期間中に優先的に無電柱化を推進する市道



優先的に無電柱化を推進する市道					
優先整備路線	①	主要市道12号線(品川通り)	優先検討路線	⑪	主要市道6号線(神代植物公園通り)
	②	主要市道20号線(三中通り)		⑫	主要市道31号線(日向通り)
	③	調布3・4・8号線		⑬	主要市道10号線(上ノ原通り)
	④	調布3・4・9号線		⑭	主要市道5号線(深大寺通り)
	⑤	調布3・4・11号線		⑮	市道北137号線
	⑥	調布3・4・21号線			
	⑦	調布3・4・26号線			
	⑧	調布3・4・28号線			
	⑨	調布3・4・29号線			
	⑩	調布3・4・31号線			

- 凡例**
- 無電柱化優先整備路線
 - 無電柱化優先検討路線
 - 無電柱化整備済路線 (国道・都道・市道)
 - 市役所
 - 警察署
 - 消防署
 - 駅
 - 防災関連(国道・都道を含む)
 - 緊急道路障害物除去路線
 - 第一次緊急輸送道路
 - 第二次緊急輸送道路
 - 第三次緊急輸送道路
 - 緊急交通路
 - 広域避難場所
 - 避難所
 - 災害拠点病院
 - 景観関連
 - 景観形成重点地区
 - 景観形成推進地区

